

岡山県危険な薬物から 県民の命とくらしを守る条例

平成27年4月19日完全施行

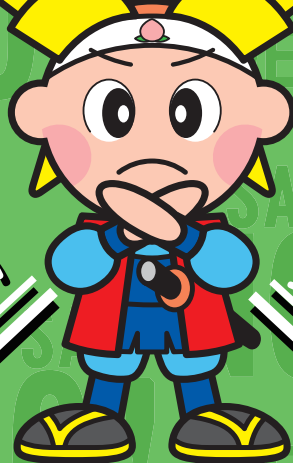
危険ドラッグは

使わせない

売らせない

買わせない

つくらせない



©岡山県「ももっち」

許さない!

【条例の特徴】

「知事指定薬物」の製造、販売、使用、所持等の禁止※

「知事監視商品」の所持の届出を義務化※

賃貸物件からの危険ドラッグ販売業者等の排除

※違反者には最高で1年の懲役または100万円以下の罰金が科されます。

条例の詳細内容は岡山県医薬安全課ホームページをご覧ください
<http://www.pref.okayama.jp/page/417330.html>



岡山県 危険ドラッグ 条例

検索